

吉田美喜夫教授 オーラルヒストリー

聞き手：佐藤 敬二(法学部教授)

渡辺 千原(法学部教授)

佐藤 吉田先生のオーラルヒストリーを『立命館法学』に掲載することになりました。そのためのインタビューを始めさせていただきます。ここでは先生の研究についてと、大学運営への関与について、この2つの柱でお話しただけだと思います。話は広がるでしょうから、研究から教育とか社会活動とかにも及ばよとを考えています。それでは最初に、研究について、そもそも先生が研究者を志した理由というところからお教えください。

<研究者を志すまで——立命館大学・学生時代——>

吉田 元々大学に入るときに、研究者になろうというような考え方はなかったんですね。全くない。ところが私が入学したのが1968年ですから、若い皆さんにはわからないかもしれないけれども、学園紛争が立命館で始まった年でした。私の1回生の終わりには、東大の入試が中止になりました。1969年の春に行われた入試ですけれども。そういう時期に巡り合わせてしまって、入学した年の6月ぐらいだったと思いますが、法学部の自治委員選挙なんかが始まるわけですけれども、その自治委員選挙の演説の場所でマイクが引きちぎられるというような争いがあるのは当たり前という、そういう状況だったんですね。ますますそういった状態が激しくなって、入学した年の12月にはいわゆる新聞社事件という立命館では有名な事件が起きました。これは、立命館学園新聞社に集団的に入部をするというようなことを、もちろん組織的にやった学生たちがいたわけですね。そこで「入れろ」「入れない」で暴力沙汰が起

こって、ちょうど私の「基礎演習」のクラスの三浦君という学生が大怪我をしてね。いまだに傷跡が残っているようなすごい大怪我をしました。これはちょっと話が飛ぶんですけども、彼の息子がなんと立命館の法学部に来ていたということを、卒業してから彼が教えてくれたんですよ。

渡辺 そうですか。

吉田 うん。なぜかという、やはり在学中に教えると、目をかけようとか何とか、つまらんことになるといけないからというので、卒業するまで待っていて、卒業して「ありがとう」という連絡が来ました。だから不思議なめぐり合わせだったんですけどもね。

渡辺 法学部を出られたんですか、息子さんも。

吉田 うん。法学部を出たんですね。さらに私が入学した翌年度の、2回生の5月20日にわだつみ像が破壊をされるということが起きました。

佐藤 2回生ですか。

吉田 うん。2回生の最初ですね。そういうことがあった。それと、私が1回生のときの2月の入試ができるかどうかというようなことになったんです。なぜかという、入試問題が入っていた本部棟、中川会館ですけれど、これが封鎖されちゃったんですね。だから、入試問題が中に入っているんだけど取りにいけない。それでどうしたかという、わら半紙に手書きのガリ版刷りで入試問題が作られたんですよ。

渡辺 思い出してですか？

吉田 思い出してか、新しく作ったのか、その辺はわからないんですけど、とにかくそういうことでね。私たちも入試を守ろうというので、入試防衛隊というのを組織して、夜中に広小路から衣笠まで何時間かかけて歩いて行って、徹夜で構内に外部の者が入ってこないように防衛するというようなことをしたんですね。そしたら、朝に末川博先生がやってきてね。「おお、ご苦労さん、ご苦労さん」と言って下さったという思い出があります。

そういう状態だったものだから、授業がまともに行われなかったんですよ。先生たちが授業をしていると、ヘルメットをかぶった学生たちがゲバ棒を持ってずかずかと教室に入ってきて、先生を両脇から羽交い締めにして存心館の入口に拉致して行って、それでマイクを突きつけて糾弾をするわけです。「自己批判をせよ」ということですね。そういうことが毎日のように行われていたわけです。ですから、授業が行われなかった。まともね。授業回数も30回のうちの19回、3分の2に満たない例があるわけですが、それは必ずしも休講になったというせいではないんですけれども、そういうさまざまな事情がもちろん反映しているということは言えると思います。

もう一つは、そういう状態ですから、クラス討議というのを頻繁にやるわけですね。立命館をどうするかというような議論をクラスでやるわけです。

渡辺 クラスというのは。

吉田 クラスというのは、「基礎演習」とそれから外国語のクラスです。

私たちのころは、皆さんもそうかもしれないけれども、外国語の時間数がすごくあって、英語が週2回、ドイツ語が週2回、それで「基礎演習」があって、体育がある。ですから、それが一つのクラスで…。

渡辺 同じクラスなんですか。

吉田 うん。同じクラス、今の「基礎演習」のクラス……。

渡辺 基礎演習も語学も一緒だったんですか。

吉田 同じクラスで全部やるんですよ。ですから、そのつながりというのは、本当に「刎頸の友」という言葉があるけれども、それぐらいの話です。昔は当然のように酒を飲んでも良かったから、1回生でしょっちゅうコンパをして大酒を飲みました。宴会場の2階の手すりのところから小便をたれる悪ふざけをするものもいました。それで下から、「何やっているんだ」と言われたりするようなことを頻繁にやっていた時代だったんです。ですからクラスの仲間は、すごく仲が良かった。

話を元に戻すと、要するに、そういう小集団があって、みんなが集まるので、「即クラス討議に切り替えよう」と学生が要求をするわけです。そうすると先生も楽になるから、「ああ、いいよ」と言って出てっちゃうわけですね。そこでクラス討議をする。特に語学の時間を使ったわけですから、私にドイツ語の能力がないのは、1回生のときにドイツ語の授業がクラス討議に振り替えられたせいです。十分に基礎的な能力をつけることができなかつた。そこに原因があると今思っています。ともかくそういうことがありました。

結局、紛争そのものは、1969年に機動隊が入ってきて、封鎖を排除して終わりました。しかし、外形的には終わったことにはなるけれども、やっぱり気分、感情を含めて、ずっと尾を引いていたんですね。田舎から勉強しようと思って出てきたのに、やりたいことが十分にできなかったという不満があった。満たされないという気持ちが極めて強い状態だったんです。

それで4回生のときに、さあどうしようかということを考えていたとき、やっぱりもうちょっと勉強したいと思いました。何をというよりも、とにかくもっと勉強したい、満足できるだけ勉強したいと思いました。勉強しようと思ったら時間が必要ですから、民間企業に行ったら時間が自由にならないんじゃないかと思って、それじゃあ公務員が良いかなということで、公務員試験を受けて、3つぐらい受かったんです。しかし、そのような考えがさらに高じて、勉強するなら大学院に行って徹底的に勉強するというのも一つの道かなと思って、それで4回生の9月に大学院の入試を受けたんですね。2つ受けたんですよ。同志社と立命館と2つ受けました。同志社では60人ぐらい受験者があったんですけど、受かったのは私だけだったんです。発表を見に行ったら、私の名前だけちゃんと書いてあった。しかし、立命館のほうは残念ながら落ちたんです。

渡辺 え、そうなんですか。

吉田 落ちたのは、後で聞いた話だけど、要するに、「もう半年勉強させて、こいつの伸びしろを見よう」ということだったようです。

渡辺 2月に入試があったんですか。

吉田 3月です。伸びしろを見ようということで落としたということは、要するに「虎の子供を谷底に落として這い上がってくるのを育てる」みたいなものですね。そんな綺麗な話じゃないと思うんですけどね。ともかくそういうことで、落とされたわけですね。私の先生は荒川重勝先生だったんですけど、「基礎演習」の先生です。その先生に、「同社も受かっているし、それから公務員のほうも受かって、公務員は市役所とか労働基準監督官とかいうのですが、先生、そっちに行くのはどうなんでしょう」と聞いたたら、「お前は何を考えているんだ」というふうに言われてね。要するに「そんな方面を考えるのはやめとけ」という話だったんです。それじゃあというので、その年度の2回目の入試を受けたんです。確か卒業式が終わってからの入試だったと思うんですよ。

渡辺 そうなんですか。では何も決まらずに試験を受けた。

吉田 そうそう。ただね、労働基準監督官は2年間名簿に登載されます。その翌年も名簿に載っているので、「採用を希望するかどうか」という照会が来ました。ですから、まるっきし何もない、先が見えないという不安はなかったんですけども。ともかく大学院については、同社のほうに行く手続きはしておいたんですが、立命館のほうを受けたら今度は受かりましてね。今とは違って、昔の立命館の大学院の考え方は、妙な名前ですけど、厳選主義という考え方をとっていて、要するに後継者を養成するという考え方です。ですから、ほとんど合格させないわけですね。

渡辺 数はあまり出さない。

吉田 民事関係でいうと、合格者が出たのは何年ぶりかだったと思います。大学院には修士、博士の5回生分あるわけですよ。それだけあるんだけど、全部の院生で私の上に5人ぐらいしかいなかったんで

す。私と同期では、国際法が1人、それから政治史をやる人が1人の、合わせて3人が入学をしました。それで勉強を始めたわけです。「なぜ研究者を目指したんですか」という話になると、今のような経過の中で目指すことになったということですね。

渡辺 ゼミはもう最初から労働法だったんですか。

吉田 いやいや、ゼミは民法でした。

佐藤 それでは続いて、なぜ労働法の研究に進まれたのかというあたりをお願いします。

吉田 その辺の話ですね。私は先ほど言ったように、荒川重勝先生のゼミだから、民法のゼミなんですね。それでね、何で民法をやることにしたのかというと、これは荒川先生が民法をされていたから、それだけの理由です。

渡辺 荒川先生についていったわけですね。

吉田 だから、荒川先生がもし刑法をやっていたら、私は今刑法をやっていたらろうし、もし政治学をやっていたら、政治学をやっていたらろう。それだけの理由です。つまり、そういう先生だった。もうこの先生についていこうという……。

渡辺 同志社は、民法で受けられたんですか？

吉田 いや、労働法です。労働法で受けたのは、受けるときにそう決めたからです。ですからね、なぜ労働法なのかが大事でね。とにかく、なぜ荒川先生かという「基礎演習」の先生で、さっきのような時代背景のもとでした。荒川先生は立命館に来たばかりで28歳だったんですよ。もう元気もりもりでね。今でも忘れないけど、「基礎演習」の最初の授業で、私たち法律も何も知らん人間を前に黒板を使って、XY、要するに三角関係を示して、「ある土地を持っている人がこっちにも売って、こっちにも売って、こっちが先に登記をしたと。一体この土地は誰のものになるのか」とかね。そういう話を図に書いて説明をするわけね。「なんて難しいことをやるんだろう」と思って、最初はすごいショック

を受けました。つまり高校まででやっていたことと天地の差があるものだから、一体、こんな難しいことをやれるんだろうかと、こう思ったんです。皆さんも知っているかもしれないけれども、「基礎演習」のときに『ケースメソッド法学入門』という法学部の先生たちが作った本を使いました。これは市販されている本なだけで……。

渡辺 知らないです。すみません。

吉田 え、知らない？ これを使って「基礎演習」やっていたんですけれども、これが良く出来た本で、判例の全文じゃなくて大事なところが書いてあって、その解説がついている。それを一生懸命理解しようと思って勉強するうちに、面白くなってきたんですね。だんだんわかるようになって面白くなって、それで「基礎演習」が非常に楽しかったんです。ですから、ゼミに行くんだったら荒川先生のゼミと決めていました。荒川先生のゼミはものすごく人気のゼミでしたから、応募者も多いし外されるかもしれないと思っていたんですけれども、幸いに外されなかったんですね。それで荒川ゼミに入りまして、当時は丸々2年やったんです。

渡辺 3年生と4年生ですか。

吉田 ええ。3回生と4回生で。今のように4回生のところが「開店休業」みたいな状態じゃなしに、丸ごと2年やったんですね。そういうことができたのは、就職の心配がなかったせいです。つまり、麻雀を毎日やっても市役所には入れた。地方自治体がどんどん膨張しているから、あっちの市役所もこっちの市役所も公務員を大量に採用したので、わりと簡単に市役所関係に受かっていく状況でした。民間も就職がいっぱいあったから、そういう心配が大きく見ればなかった。本当にゆっくり勉強できたんですね。

そのゼミで扱ったのが川島武宜先生の『所有権法の理論』という本だったんですね。これを2年かけて読んだんです。とにかく難しい本で、まず読むのが難しい。それで友達の下宿で、どう読むか、ああ読むかというのを議論して、レジュメを作って発表する。それから、ゼミ旅行な

んかも、旅行というよりも合宿のようにして勉強するというゼミ旅行だったんです。そのようにして、とにかく2年間『所有権法の理論』ばかり読んだんですね。それで私は、川島武直という先生はなんと素晴らしい先生かと思って、川島先生の他のさまざまな本が出ていますが、そういうのを集めて読みました。川島先生の研究ばかり勉強していたんですね。ですから、あまり法解釈の勉強はやっていなかった。それで、大学院入試のときの民法の問題についても、『所有権法の理論』で答えました。これではとても点にならないだけけれども、良く書けているということで合格点をつけてもらえたらいいんだけど、そういう時代だったんですよ。

<労働法との出会い>

吉田 それで、なぜ労働法かというと、これは皆さんもご承知のように、その『所有権法の理論』というのは、近代的な私的所有権の歴史的な成立と性質を論じた書物ですけれども、簡単に言ってしまうと、その近代的な私的所有権の成立というものと、労働力＝商品の歴史的成立というものが、いわば裏腹の関係になっているということですね。つまり、商品の取引を根拠づける所有権というものを確定するという、つまり商品を売ったり買ったりするために所有権の絶対があるわけけれども、そういう商品の取引が行われているということで、はじめて土地とか生産手段を持たない労働者も商品を手に入れることによって生活ができていくという社会の成立と不可分の関係に立つわけです。そうすると、所有権という民法のかなり重要な問題をこれからやっていくのか、それとも労働力の商品という方向に焦点を当てて、その担い手である労働者に関わる法分野のほうに行くのかという2つの選択肢があったと思うんですね。それで、荒川先生に相談したときに、一度、ゲベーレというドイツ法の所有権の特殊な歴史的な形態、これは中世の、占有を根拠とする権利概念なんですけれども、「そういうのをやってみるのも良い

かもしれないよ」なんて言われたけれども、荒川先生は偉すぎるものだから、先生と同じ分野に行っても、これは勝負にならないと。先生の後をトボトボついていくよりは、まるきり別の分野に行ったほうがいいんじゃないかと思って、さきほどの所有権と労働力と2つある選択肢のうちの労働力のほうに行こうということで、労働法に行ったということなんです。

ですから、労働法の勉強を本格的に始めたのは、大学院に入ってからということですから、すごくスタートが遅れたんですね。出遅れたというか。そういうことで、ハンディがあったということですね。ただ、幸いだったのは、先ほど言ったように、同期で大学院に入ったのは、結局民事法関係では私だけだったので、吉田をどう指導するか、ということが法学研究科のほうで問題になって、検討の結果、他流試合をさせようということになりました。具体的には、京大の片岡昇先生のゼミに派遣して、そこで勉強しなさいということになりました。形式的には片岡先生に私の非常勤講師をお願いするわけですが、先生が立命館に来て教えてもらうんじゃないくて、私が京大の労働法のゼミナールに出て行って、そこで勉強するという扱いをしていただいたんですね。

佐藤 当時の片岡ゼミは、どういうメンバーだったんですか。

吉田 もう綺羅星の塊という感じでしたね。いちばん上が安枝英紳、その次が前田達男、前田さんはもう和歌山大学に就職されていましたが、それから西谷敏さん。さらに西村隆治さん。これは沢の鶴の……。

佐藤 沢の鶴の社長。

渡辺 そうなんですか。

吉田 それから西村健一郎。

渡辺 西村健一郎先生には私、「法学入門」を習いました。

吉田 そうですか。……西村健一郎。それから萬井隆令、それから脇田滋。

渡辺 そんなにたくさんいたんですか。

吉田 ええ。それから私、それから大沼邦博、大和田敢太。

佐藤 大和田さんもいたんですか。

吉田 大和田敢太は、私と同期だからね。大沼さんも私と同期。

渡辺 それほどたくさん労働法の院生がいたんですか？

吉田 いたんですよ。

渡辺 みんな労働法ですか？

吉田 みんな労働法、もちろん。

佐藤 もちろん、年齢はかなり……。

吉田 年齢はちょっと差があるんだけど。ときどき、もっと広く参加者があって、村下博とかも加わりました。彼が龍谷大の院生だったときです。彼も私と同期です。私が片岡ゼミに入っているということで、新たに加わってきました。本当に活発なゼミで、そこでは基本的な労働法に関する最新の文献を素材にして、一章ずつとか、何ページずつとかというふうに分け持って、それで調べてきて、報告して、ディスカッションをする。またゼミが終わると、みんなでゾロゾロと京大近くの食堂に行って、昼食会をする。そのときにも、ゼミの議論が続くわけですね。

渡辺 それは佐藤先生のときもそんな感じでしたか？

佐藤 私のときもそうでした。私のときは、当時同志社の院生だった唐津博先生とかもいらしてて、上は西村さんからすでに京都府立大学助教授になっていた中島正雄さん、助手の村中孝史さんとか、みんな来ていました。

吉田 ですからね、そういう勉強する場に恵まれたというのが、ものすごくありがたい話です。立命館の大学院に入ったんだけど、立命館の中だけの狭いところで勉強するというのではなくて、そういう環境で勉強させてもらったから、勉強もできたし、研究者とのつながりもできました。また片岡先生のゼミというのは酒を飲むのが好きで、しばしば懇親会をやりました。二次会は祇園の「梅鉢」という有名な京大の先生たちが行く料理屋です。「梅鉢」という名を聞いたことないですか？

佐藤 私も何度か行きました。渡辺先生は？

渡辺 ないない。私は、あまり京大文化に染まりつくしていない。残念ながら。

吉田 私のほうが意外と染まっていたのかもしれないな。それで二次会はそこでしょ。三次会になると片岡先生の家に行って、それでまた飲むわけです。

佐藤 当時は、まだ下鴨ですか？

吉田 まだ、下鴨のお宅ですね。その後は、もうちょっと山奥のほうの家に移られた。どこだったかな？

佐藤 岩倉。

吉田 岩倉のほうか、うんそうですね。そちらのほうに家を建てられて、そちらでももちろん宴会がありました。正月なんかは必ずスクーリングの参加者が集まって、先生の家で酒盛りをするわけです。

渡辺 そうなんですか。濃いですね。

吉田 私が直接的な指導を受けたのは窪田隼人先生なんですけれど、今のように実質的には京大の片岡ゼミで勉強をさせてもらったわけですが、宴会のときに、「おい、吉田君、窪田を呼べ、窪田を」と言われるから、先生に電話をすると、窪田先生が二次会か三次会の段階で合流されて、片岡先生のところで一緒に酒を飲むとかしました。こういう感じだったんです。

佐藤 片岡先生、窪田先生、本多（淳亮）先生、3人は関西でとても仲の良い先生だったんです。

吉田 そうそう。三羽鳥と良く言われた。片岡、窪田、本多とね。それで私の娘が生まれたときに、その3人の先生から文字を一字もらって……もらってというかこれは勝手に自分で使うんだけど、文字を使わせてもらうことにしました。ところが窪田隼人というのは女の子の名前には難しいでしょう。昇も無理やし、それで本多淳亮の亮をとって、亮子にしたんですよ。そういう秘められた関係というものがあるんです。

渡辺 そうなんですね。

吉田 まあ、ともかくそんなことで大学院で労働法の勉強を始めたということですね。しかし、それでは何を研究のテーマにするかということが次の問題です。これが悩ましいと言えば、悩ましいんですが……。結局ね、労働法を大学院に入ってから勉強したということもあって、ワイマール・ドイツのフーゴ・ジンツハイマーという「ドイツ労働法の父」と呼ばれている人なんですけれども、この人の労働法理論を勉強しようということにしました。これを選んだもう一つの理由は、京大のゼミの人たちとドイツ文献の読書会というのを、さっきのゼミとは全く別個に、自主的に作ってやっていたんですね。これは私と脇田さん、大沼さん、あと誰だったっけな、あと一人ぐらい、大和田さんが入ってたかもしれないです、ごくごく狭い範囲で……。

佐藤 大和田さんはフランス語じゃなかったですか？

吉田 あの人、フランス語なんですけど、ただ脇田さんもイタリア語をやったりフランス語をやったりとかいろいろな言語をやっていて、もしかしたら大和田さんもドイツ語をやっていたんじゃないかなと思うんですけど。いずれにしてもフーゴ・ジンツハイマーの「労働法における人間の問題」という有名な論文がありましてね。これをみんなで分担して訳してきて、「その訳はどうだ」というようなことをチェックするような学習会をずっとやっていたんですね。そういうことがあったから、ジンツハイマーの労働法理論を勉強しようかなと、考えたわけです。ですから、修士論文はフーゴ・ジンツハイマーの労働法理論にしたんですが、長いだけですがごく出来の悪い論文でした。

渡辺 その後、どこかには出ていないんですか。

吉田 修士論文というのは出ていません。

渡辺 修士論文を書き直したのも？

吉田 書き直したというか、「従属労働論に関する一考察」という論文が、それですね。それが修士論文の一部だったんです。修士論文を書いたけれど、果たして吉田を博士課程に上げていいものかどうかという議論

が研究科委員会であったわけですね。「このレベルのものを上げたのでは禍根を残すんじゃないか」という激論があったそうです。やっぱり恩師はありがたいもので、言ってみれば体を張って、「いやこの論文には、いろいろと可能性が散りばめられている。だから将来、これが伸びるかもしれないから、博士課程に入れてやってくれ」と言って頭を下げるようにしていただいたおかげで、研究科委員会で進学が認められたんです。

佐藤 それは窪田先生ですか、荒川先生？

吉田 窪田先生です。窪田先生がそう言ってね、守ってくれたんです。「吉田はもうダメだから、放り出せ」という説の先生もおられたようです。そこで対立があったんですけど、何とか進学できたのです。博士課程に行くというのはエスカレーターのようなではなかったんですね。さっき修士課程に 3 人同期に入ったということを言いましたが、他の 2 人は辞めちゃったんです。

渡辺 そうなんですか。一人だけ残ったわけですか。

吉田 一人だけです。3分の1ですね。

渡辺 厳しい時代ですね。

吉田 厳しかったですよ。厳選主義と言ってね。入試で絞るだけじゃなくて、もう一段そういう絞りがあって、それで何とか潜り込んだということですね。でも、今度は 3 年、時間ができるじゃないですか。やっぱり修士のときの 2 年といたら短かった。労働法を大学院に入ってから勉強し始めたということがあったものですから、前提が不足していたわけですね。しかし、今度は 3 年間かけて活字論文を書けばいいという暗黙のルールがありましたから、多少精神的な余裕も出てきました。それで最初に書いたのは、生産管理論についてなんです。何でそんなテーマを選ぶことになったかという、確か沼田稲次郎先生の還暦論文集だったと思いますが、上下巻があって、そこに佐川一信という先生がですね……。

佐藤 後に水戸市の市長になった方ですね。

吉田 そうそう。その人が生産管理について論文を書いていたんですが、

私はその論文に納得がいかなかった。きっかけは、片岡先生のゼミのメンバーで、その論文集に挙がっている論文をみんなで分担して読んでいたんですが、その論文を私が担当したからです。納得がいけないというので、もう一度生産管理について調べて書いた論文がそれですね。ただ、もう一つの事情というのは、窪田先生のほうから、「形のあるものを用意しないと、就職の話もできない」ということで尻を叩かれたという事情です。ですから、通常だったら、最初の論文は外国の文献なんかを使って書くということですけど、生産管理論については、まったく和文献オンリーで書きました。出来は良くなかったんですが、とにかく活字にしなければということを優先しました。出来具合の問題以前ですね。形のある業績があれば、当時は就職の斡旋をするということができたんですね。そういうことで、とりあえずまとめてみたということです。

<吉田労働法学のあゆみ>

佐藤 それ以降、労働法の研究者ということに進まれるのですけれど、少し吉田労働法学の話に進みたいと思います。お話を伺ってとても良くわかったのですが、私が学生時代に抱いていた吉田先生の研究のイメージは、従属労働論とか、労働者概念とかの研究というイメージでした。その背景に、たぶん今おっしゃった川島先生の話とか、ジンツハイマーから始められたことがあるということがよくわかりました。あと、もう一つ特徴なのは、やはり実態調査をされたりとか、現実のいろんな紛争とコミットしながら問題解決を提案していくというようなスタイルだと思っています。どういうふうにして吉田労働法学が作られてきたのか、あるいはどういう思いがあったのかをお教えください。

吉田 吉田労働法学と言うと、西谷法学なんかと並び称せられるんじゃないかと、えらい誤解を与えてしまうのですが、まあ、これは別に私のオリジナルというよりも、私の先生の研究スタイルを学んだ結果でしかないと思うんですね。つまり、片岡先生も本多先生も、それから窪田先生

もね、みんな当時の研究者というのは、実践から学ぼうという問題意識がすごく強かったんですね。この場合の実践というのは、労働運動ということで良いと思います。片岡先生など、九州の三井三池の争議のときに何日間も組合の人たちと寝食を共にするような、そういう経験をされてきている研究者ばかりなんですね。つまり、書物に埋もれて、それでひたすら思索をして論文を書くということではなくて、むしろ現実の問題の中に飛び込んでいって、そしてそこで労働者の皆さんと議論をしたり、あるいは運動の実態をつぶさに見ることによって、そこから理論的な課題というものを汲み取っていこうとされていた。そういう往復でこそ、はじめて地についた理論というんでしょうか、労働法理論というものができるといふ研究スタイルを取られていました。そういうゼミに参加したわけですから、自ずと、そのような方法論が身についたということになるのではないかと考えています。だから私に限らず、西谷先生であろうとどなたもね、やっぱりそういう運動との接点というのを意識的にむしろ追究する研究スタイルをとっておられた人たちばかりではなかったかと思います。

佐藤 吉田先生のそういう運動との接点ということで、何か印象的な出来事は？

吉田 そうですね。立命館の産業社会学部に就職した後のことだったんですが、当時「運輸一般」という労働組合がありました。これは全国組織で、現在は別の名称になっています。当時、運輸一般といえば「泣く子も黙る」と言われるような、要するにトラック運転手などの全国組織ですから、血の気の多い人ばかり。そういう運輸一般の実態調査をして、組合に報告してほしいという研究依頼を受けたんですね。これは単独ではなくて、チームで運輸一般組合研究会というものを作りまして、それで研究費も当時で500万円ぐらいというすごい額だったんですが、もらって調査しました。

渡辺 大きいですね。

佐藤 1980年代の初めくらいですよね。

吉田 ええ。500万円ぐらいもらいました。たぶん10人ぐらいのチームだったと思いますが、京大の人たちも加わって一緒にやりました。だから団体交渉の場面に臨席するなどしました。思い出に残るのは、意識調査をやりましてね、アンケート用紙を作って、運転手の皆さんに書いてもらって、それをコンピューター処理するというのをしました。まだ当時は今のような Excel がある時代じゃありません。

渡辺 パンチングするやつですよ。

吉田 そうそう。まずカードに穴を開ける。それを今度はリーダーで読ませてテープにして、それをコンピューターの中に入れてクロス集計するというのをやったんです。当時、理工学部には計算機センターというのがあって、日立のハイタックという名前の大型コンピューターがあったんです。まだ真空管が使われていて、当然熱くなるので、当時学内でエアコンがあったのは、その大型コンピューターの本体が入っているところだけ。室温を25度に保つという時代でした。しかも真空管というのは調子の良いときが限られているわけですね。スイッチオンですぐに計算ができるというわけではなかったから、スイッチを入れて、温まって、調子がうんと上がってきたところにテープを読ませて計算する。そういう方法で集計を初めてやったんです。どうしてこんなことができたかというと、産業社会学部に奥川櫻豊彦という先生がおいでだったんですが、この方はアメリカから呼ばれた方で社会調査論の専門家でした。今いったようにコンピューターで、SPSS と言ったかな、そういう社会科学的な統計処理のシステムの専門家だったんですね。確か SPSS だったと思うんですけど……。

渡辺 今は SPSS ですか。前は SAS というのを使っていました。

吉田 ともかくそういう新しい方法を引っさげて産業社会学部で社会調査論を講じておられたんですね。その先生の指導を受けて、さっきのように実態調査したものをデータ処理して、それをもとにして原稿を書くと

というようなことをしました。

渡辺 それが「労働者の権利意識の実態と労働者像」ですね。

吉田 すごく面白かったんですね。面白い調査だったな、という感想です。

<タイ労働法研究>

佐藤 その後、もちろん具体的なテーマについての論文もたくさんあるんですけども、やはりドイツへ留学されるのと、タイの研究を始められるところが、エポックなのかなと思います。

吉田 ああ確かにね。そこはね……、語らせてください。

佐藤 はい、ぜひ。

渡辺 なぜタイなのか、ということですよ。

吉田 そうなんですよ。それがね、先ほどから述べていますように、大学院時代以来、ずっとドイツをやってまして、留学先もドイツにしたんです。ところがそのドイツに留学する前後に、1988年ですけれども、国際関係学部ができるんですね。で、国際関係学部ができるときに法学部からも何人かの先生が移籍されて、他の学部からも移籍をして国際関係学部のスタッフが構成された。もちろん新しく外部からきた人も加わるわけですけれども、とにかく法学部からも移った人がいて、斉藤武という先生が移られました。商法の先生で、その先生が移っておられたんですよ。国際関係学部ができたときに、「やっぱり教育だけじゃなくて、国際関係学部はこういう研究もしているということを社会的に示す必要がある」と、こんなふう考えられて、それで『『アジア・太平洋経済圏』の形成と日本の対応』というタイトルの、関寛治先生を研究代表者とする科研費を申請したところが、これ当たりましてね。当時でたぶん1,500万円ぐらいだったんじゃないかと思うんですけど、3年間の研究でした。かなり大型の調査ができることになったんです。その斉藤先生から、「こういう研究会があるから参加しませんか」という声を掛けていただいたんですね。私は、とにかく声を掛けられるうちが花だと、呼

ばれるうちが花だというふうに昔から思っているから、声を掛けていただいたときには応じましょうという考えが元々あったし、それと斉藤先生は私が大学院のときに不遇をかこっていたころ、いろいろと援助物資をいただいたりもしたことがあったんです。ウイスキーをくれるとかね。

渡辺 援助物資ですか？

吉田 それから、あの、スーツのお下がりをくれるとかね。

渡辺 そうなんですか。着られたんですか。

吉田 それがね、着られたんですよ、昔は。それでそういう恩義もありましてね。それで声を掛けていただいたから応じたんです。応じてみたところが、これはやっぱりアジア・太平洋経済圏の研究ということなので、中国とか、もちろん韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、この辺の国々を総ざらえて検討、研究するということになって。それで誰がどこを担当するかという意向調査みたいなものがあったんですね。私は元々1991年にドイツに留学したいという考えを持っていただけだから、タイのことを勉強しようなんて露にも思っていなかったんですね。アジアのことを研究しようなんて露にも思っていなかったんです。だから、どこでもいいやということで。みんながタイを敬遠したんですね、何でか知らないけれど。後から思ってみたら、やっぱり英語で研究できるところはいっぱいあるんですよ。シンガポールとかマレーシアとか。いろいろあるんだけど、タイだけは植民地化されていないから、英米の影響が相対的に弱いわけですよ。ですから、研究しようとしたときに、研究しにくかったという事情があったことは、後からわかったわけです。

渡辺 そうですか、あまり考えていなかったんですか？

吉田 私はどちらかというところ、義侠心から「やりたい人のいないところをやろう、やる人が少ないところを一つやってやろうじゃないか」ということで手を挙げたんです。それでタイに行きまして、3週間弱という結構長い期間調査をしました。

佐藤 現地へ行かれたんですか。

吉田 現地に行きました。

渡辺 いきなりですか。

吉田 いきなり。はあ、いきなりチームで。

渡辺 あの字読めないんじゃないですか。

吉田 いやいやそうだけど、もちろん通訳をつけて、何人かの人たちとごっそりと行きましたね。それで農村調査なんかも随分やりました。すごく面白い経験もして……。

それで、タイに行ったわけね。そしたらね、私、拙著にも書いたことなんですけれど、当時やっぱり日本は落ちぶれてきていたんですよ。時代背景的に80年代の終わりですからね。

渡辺 バブルのころですけどね。

吉田 日本はこれから変わっていくという感じがしないんですが、タイという国はエネルギーで、とにかく街にはバイクがあふれて、騒音はけたたましいというので、とにかく生命力があって、面白い国だなという印象を持ったんですよ。しかし、その後にドイツ留学を控えていたわけですから、本格的にタイをやるなんていうことは、さらさら考えてなかったんです。ところが科研費をもらったので、その報告書を書かなくてはいけません。その報告書が『アジア・太平洋新時代と日本』というタイトルで、法律文化社から出版されました。そこに最低賃金について書きました。最初に書いたのはそれですね。

佐藤 最初は、「集团的労働関係」の考察じゃないんですか。

吉田 そうでした。「タイの労使関係と法」というタイトルで2回に分けて、『立命館法学』に載せた論文が最初にありました。

渡辺 これですね？

吉田 そうそう、それぞれ。そしたら、当時アジア経済研究所でタイのことをやっている人はいましたけれども、それはもっぱら経済的な分析が主で、労働法の論文は皆無とっていい状態だったんですよ。そしたら

「季刊労働法」という雑誌が「アジアの労働法」という特集を組むので、「先生一つ書いてくれませんか」と頼まれたわけです。何で頼まれたかといったら、上で述べたような論文が目にとまったということだろうと思うんです。それで、また一生懸命調べて論文を書いたら、タイが面白い対象だと思えるようになったわけです。それらをひと通り書いて、それでドイツに行きました。

渡辺 書いてから。

吉田 うん。書いてから。それでドイツに1年間いましてね。帰ってきて、当然今度は留学の成果を発表しなければいけないということでまとめたのが、「ドイツにおける管理職員の利益代表法」という論文です。これは、「管理職員代表法」という法律についてその翻訳を出したりとか、それを利用して論文を書いたりとか、それも当時、ドイツの管理職員について日本で書いたものがなかったものですから、これはこれで参照されることもあるような論文になりました。

渡辺 科研費もその後ドイツのことで取っていらっやいますね。

吉田 ええ、そうですね。そういうことで、ドイツのことをやっていたんですけど、さっき言ったように「季刊労働法」からそういう企画をするから書いてくれませんかと頼まれました。その企画は「アジアの労働法」ですから、タイだけじゃなくて韓国だったり、フィリピンだったり、いくつかの国の労働法に関する論文を集めて特集にしたわけです。そうすると、そこに書いた論文が世間の目に触れて、今度は日本労働法学会が「アジアの労働法」というテーマでシンポジウムをやるから、報告のチームに入ってくれませんか、という話になって、アジアから来た留学生も一緒になって研究会を積み重ねながら、私はタイのことを勉強して学会報告しました。そうすると、だんだんとタイが面白くなってきて、それでドイツが良いのか、タイが良いのかちょっと悩むような状態になってきたんですね。これは大変な悩みでね。どういうことかという、その段階までは英語の文献でタイのことを勉強していたわけです。

ね。タイの人が英語で書いた論文ですので、どうしても美化して書くというんでしょうか、素直に書くよりは格好良く見せようというようなことがあって、信頼できるか不安でした。それから、タイ文字の数字というのは独特の文字を使うんですよ。1 (๑), 2 (๒), 3 (๓), 4 (๔), 5 (๕), 6 (๖) ……と、これがね、7 (๗) と 8 (๘) というのは方向が違うだけで……、だから間違えて数字が出ていたりすることがわかるわけです。つまりこっちの論文はこういう数字なのに、こっちの論文は違う、何でなのかなってというのが、だんだんわかってきたわけです。そうすると、これはオリジナルなタイ語で読めるようにしないとイケないんじゃないかと。それと、やっぱり比較研究するという場合の最低限の研究上の作法というかモラルというか、そういうのは、やはり現地語をそれなりに理解できる力をつけないと、相手の国に失礼じゃないかという思いもありましてね。それで、やっぱりタイ語をやらなきゃいけないんじゃないかと思ったんです。ところが、ドイツ語もさっき言ったように学生のととき授業をまともに受けなかったからドイツ語の能力がないえにね、今度はタイ語を習得するために貴重な人生の時間を費やしてええもんだらうかって、悩んだわけです。

渡辺 その時期は何歳くらいだったんですか。

吉田 何歳になるかな。40……50歳前ぐらいじゃないかな。40歳代半ばぐらいかな。ですからね、そこで正直どうしたものかというのが、いちばんの分かれ目になりました。今、立命館は岐路に立っているんだけど、それと同じぐらいの意味でね、私自身の岐路でした。

渡辺 タイに行くべきかどうか。

吉田 そうそうそう。タイに行くべきか、ドイツに行くべきかね。それを決断させたのは、それまでの間にもタイの人たちといろいろやり取りがあって、本当に親切にさせていただいたという気持ちがあってね、やっぱりこの人たちのそういう親切に答えるというか、報いる必要があるんじゃないかというのがいちばんの思いでしたね。それと、なぜタイにま

すます私が注目したかということ、日系企業がタイにどんどん出て行くんですよね。そうしますと、日系企業が現地の労働者の皆さんを雇ってそこで生産するわけですから、やっぱりそこで働いている人たちの労働条件というものが良好であるようにするということに貢献できないかと考えました。タイの労働法を研究して、そしてそれが日本人たちの目に触れるようになれば、「ああ、タイの労働法はこういうことなのか」という理解が得られ、それがひいては進出した企業の労務管理などに反映されるのではないか。それが、そこで働いている人たちにいささかでもプラスになるんじゃないかなという思いもあって、それでタイ語を勉強しようと思ったわけです。

それで、学会のときだったかに東京に行って、本屋さんで『タイ語入門』という本を買ってきたんですよ。今はタイのブームみたいなのところがあって、タイの会話から辞書から何でもいっぱいあるんですが、私がタイ語を勉強しようと思ったころはまだそんなに多くなくて、どれにしようかと悩まずに『タイ語入門』だったら良いだろうと買ってきて、それで京都に帰ってくる新幹線の中で開いてみて……、もうショックですね。これを勉強するのかと。

渡辺 そんなことができるのかと。

吉田 この文字を用いた文章を理解するというようなことが果たしてできるんだろうかと。そのために本当に限られた人生を費やすということがいいんだろうかと、正直、悩みながら帰ってきたんです。しかし、やっぱりちゃんと勉強しようと思ったんですね。そしてどうしたらタイ語の勉強ができるようになるかというので考えたのが、タイの労働保護法を訳してみようということです。これは日本の労働基準法に相当する法律なんです、タイ語のテキストとタイ政府が訳した公定訳というのがあるんです。それで、日本語に訳そうと考えました。3つ並べてね。ちょうど古代エジプトの文字であるヒエログリフを理解するのに、ヒエログリフがあって、デモティックがあって、古代ギリシャ文字があって、こ

れがロゼッタストーンの中に3つあったから解読できたみたいなものです。その理屈で、まさに解読していったんですよ。公定訳というのが、ものすごくいい加減でね。有名だったんですよ、タイの公定訳は役に立たないっていうのは。それがかえってプラスでね。英文になった公定訳を読んでも何のことかわからない。でも、私たちは法律をやっているから、こうであろうと、逆に法的な推論が成り立つわけですよ。そういう目でタイ語のテキストを見ると、理解できるわけですよ。

渡辺 ちょっと話が戻りますが、タイという国は植民地になったことがないから、タイの労働法というのは、どういうベースのものなんですか。

吉田 これが面白くてね。タイの民法は日本の民法の移入なんですよ。

渡辺 あ、そうなんですか。じゃあ、労働法も。

吉田 ええ。それでね。タイ民商法典の雇用の部分は日本の民法と一緒に。後はドイツの労働法だったり、それからカナダの労働法だったり、あるいはフランスの労働法だったり、いずれにしても明治期に日本が継受したり、勉強してきたような国と共通する法文化を持っているわけなんですよ。ですから、そういう意味では、ほとんど違和感がないわけです。そこがいちばん良かったと思うんですよ。これがイスラム法だったら、たぶん、そんなわけにはいかなかった。

渡辺 解読しようがない。推測が立たない。

吉田 解読のしようもないということですね。これはこういう意味じゃないかと仮説を立てられて、そういう仮説で読んでみると筋が通るというような。そういうことで、「1日1条を訳す」というのをノルマにしました。ただし1条といっても項がいくつかあると、その場合は項を1日1つずつということで、1年半か2年かかりましてね。あれは何条あったのかな、170条くらい確かあったと思うんですけど、それをともかく訳したんですよ。それを『立命館法学』に載せました。

渡辺 それがすごいですね。吉田先生のそのコツコツとした努力。

吉田 単語帳を作っていたんですけど、やっぱり2,000語くらいの単語

帳ができる、何となくわかってくるというか。ところが、さっき引いたばかりの単語が3行ぐらい下にまた出てくる。すでに忘れちゃっているわけ。なぜかといったら、1行読むのに1時間もかかるわけでしょう。1時間では済まない場合もあるわけですよ。とにかく解説ですからね。「この象形文字は何だ」っていったら、「鳥のマークが付いている」と、そういう話ですから。1行に1時間かかるなんていうのもザラです。そうやって夜なべ仕事として訳しました。家に帰ってから今日は……。

渡辺 寝る前の日課として。

吉田 「1条分、訳そう」と言ってね。それで何とか訳し終えたんです。それを『立命館法学』に出したんですけど、今から見ると間違っているところがたくさんあるんですけどもね。ただ労働法をやっている人間が訳した「タイ労働保護法」の翻訳は他になかったから、今まで行われていた翻訳よりは、まあよほど法律的には信頼ができるものにはなっていたのではないかな、と多少うぬぼれてはいるんですけどね。そういうことをしたんです。

佐藤 でもタイの法制度って政権が変わるごとに全面的に入れ替わってしまふということがあると思うんですけど、その場合に資料をどうやって手にいれるかとか、そのたびに変わっていくのをフォローしていくかは大変だったんじゃないかと思うんですが。

吉田 これがやっぱり大事でね。比較研究のいちばん大事なところは、ニュースソースを得る、ということだと思うんですね。この点は幸いに、タマサート大学の労働法の先生と知り合いになったり、それからチュラロンコン大学のサクダという先生、この方は京大で国際法を薬師寺さんと一緒に勉強したことがある人なんですけど、この人がチュラロンコンにいましてね。そういう先生を通じて情報を得ました。チュラロンコン大学の図書館に情報センターというのがあって、ここの事務員がなかなか感じの良い私よりも2つ3つ若い人なんですけど、その人に資料を

提供してもらおうようお願いしたら、えらく親切にしてくれました。だからタイに行くたびに、資料を集めないときでもお土産だけは持って行って顔つなぎをするというようなことを熱心にやりました。毎年タイに行くときの最大の役割というか目的は、そういうネットワークを維持することです。最近は特にインターネットというかメールで資料を送ってもらったりもできるようになり、便利になりました。ただ、やっぱりお世話になっていた方が年を取られたりとか、組合の役員をやっていたんだけど辞めちゃったりとか、そういうことがあるから、次々と新しい人を見つけていかなきゃいけないんですね。しかし、それは見つかるものです。不思議なもので、そのつもりでいけば見つかるものです。今、最大の私のニュースソースは、タイの最高裁判所の裁判官なんです。2人の裁判官と付き合いがあって、最高裁には今まで何回も行ったことがあります。長官はちょっとおいでにならなかったんですが、副長官と副長官室で記念写真を撮ったり、裁判官室に行って執務室の様子を見せてくれたりとか、いろんなことをやってくれたり……。法改正がされたり、最高裁の判決が出たりしたら、そのテキストをファイルですぐに送ってくれるとか、そういうことをしてくれるようになったんですね。ですから、そういう人脈と言いましょうか、その維持が何よりも大事だなと思います。大変ですけれど。

佐藤 タイの人脈だけじゃなくて、日本のアジア法研究者との人脈もかなり広がっていらっしゃるんですね。アジア法学会でしたか。そういうのが立ち上がったとか、どんどん範囲が広がっていったような気がします。

吉田 そうですね、それはそのとおりです。最初は、アジア労働法研究会という研究会を作って、それで先ほどの「季刊労働法」の特集の論文を書いた先生とか、それから日本労働法学会で報告をしたときのチーム＋留学生、日本の労働法を勉強しようという人たちがいるものですから、そういう人たちと研究会を作って、月に1回ぐらいの研究会をずっとやっていたんです。そういう動きと、労働法以外の分野の、当然アジア

法研究もありますから、そういうのが結局合流することによって、アジア法学会というものができたということです。一応、オリジナル・メンバーの一人ということにはなりますね。そういうアジア法学会のつながりで、吾郷眞一先生と知り合うことになりました。偏見にもとづく言い方で恐縮ですが、東大の卒業生にしては珍しく品のある人で、やっぱりこういう人に立命館に来てもらわなければいけない、というふうには私は強く思いました。いろいろ考えた結果、特別招聘で来てもらうことにしました。ただ、ちょうどそういう特任教授とか特別招聘とか、SとかAとか、ああいう処遇のランクづけが切り替わるときでね。もう一つ前だったらもっと良い条件で来てもらえる可能性があったんですけども、一応新しい制度のもとで、吾郷先生に来てもらうことになりました。これも、アジア法学会の先生方とコンタクトを持つことで得られた、これは立命館にとってはとても良い貢献をしていただける先生に来ていただいたと思うんです。

<今後の研究への展望>

佐藤 話は尽きないのですが、時間もありますので、研究についてのまとめ的な話へ進ませてください。これまで振り返ってこられて、これから研究者としてどういうことをやりたいとお考えですか。

吉田 そうですね。これは私の弱点でもあったと思うんですけど、大学院を出てから、なかなか就職がなかったんですね。就職がないものですから、かなり短い期間に論文の数を用意するために、あまり深く考えるような研究ができないというスタイルが身につけてしまいました。「面白いな」と思うテーマに食らいついて行って、一つまとめて発表する、というようなことをずっと繰り返してきたんですね。ですから、私の研究にまともはないと思うんです。先ほど吉田労働法学というようなことを言われましたが、それほど体系だった仕事をしてきたということはないです。もちろん、タイの労働法の研究についてはそれなりに

体系はつけたつもりなんですが、日本の労働法について体系的な仕事ができているかというところ、そうではないんですね。ただ、私が面白いと思ったテーマは、もちろん自分の主観的な判断ではあったんですが、他の人が比較的やっていないところに目をつけて、それに食らいついて調べてまとめるというようなことはやってきました。管理職員の問題とか、公務員の有期雇用などです。

佐藤 臨職ですか。

吉田 臨時職員ですね。時期的にいうと結構初期の段階で、最近でこそ広がってきていますがね、地方自治体でも。まだ走りの時代に、そういう研究をしたりとか。あるいは私が比較的今でも情熱を持ってやろうとしているのは深夜労働なんです。深夜労働の法的保護というのは、私はとても大事な課題ではないかなと思うんです。これについても法学者が本格的にやっているというのはあまりないんですね。労働法の中でもね。特に労働時間の改革という議論をしているときも、私なら真っ先に「深夜業の規制から入るべきだ」ぐらいに思っているんだけど、そういうものが全く出てこない。そういう状態に多少抵抗するというようなことをしてきたかなと思っています。ですから、これからのことを考える場合、まとめてみたいと思うのは、今言った深夜業の問題ですね。それからタイについても、一応一冊の本にはしたんですけども、目的が体系書を作るというようなことではなかったものですから、まだ触れなければならない論点がたくさんあって、それで今、細々と勉強しています。タイの労働時間規制について何とかまとめられないかな、と思っているんです。ただ、本1冊にまとったものを作ろうとすると7~8本の論文がいるんですが、ちょっとこの間忙しいものですから、そのための時間がありません。で、タイ語は中途半端にしか勉強していないので、ちょっとやらないとすぐ忘れるんです。要するに本物になってないということですよ。日本語だったらそんなに忘れないですよ。

渡辺 それは母語ですからね。母語とは違うと思います。

吉田 そうですかね。要するにすぐ忘れるんですよ。これが深刻な問題で、ここ2ヶ月ほどで、おそらく2、3割忘れたんじゃないかと思うんです。これに追いつくのが大変なんです。

<弁護士として>

吉田 ともかくやりたいことと言っても、そんなに大掛かりなことを考えているわけではありません。むしろやりたいということ言えば、やっぱり実務との関係ですね。研究というよりは実務の関係で、偉そうな言い方に聞こえるかもしれませんが、私はやっぱり働く人たちの味方になりたいというスタンスで来たつもりだし、これからもそういうふうにいきたいと思いますので、実務の世界で何かできないかと思っています。使用者のほうは助けてくれる実務家はいくらでもいるから、何も心配してあげる必要はないけれども、やっぱり働く人たちは、なかなか法律の援助を受けると言っても、さまざまな障害がありますからね。ですから、少しでもそういう人たちの助けになるような、今まで自分が勉強してきた労働法を役立てることはできないものかなと思って、それで3年ちょっと前に弁護士登録をしたんですね。これも定年で辞めてから登録しても役に立たないというのは昔から聞いていたので、65歳までのところでひと通りの実務経験ができていくぐらいの状態を作っておく必要があると考えたんですね。それで法学部長が終わった後、内地留学の申請をして、それで半年間休みを取ったんですが、それにちゃんと間に合うように登録の準備を始めて、内地留学が9月26日から始まったんですけど、10月1日に登録ができて、そのときから実務修習を半年間やらせていただいたんです。ですから、刑事事件もやらせてもらったし、民事もやらせてもらいました。現在4件ほどの事件をやっています。

渡辺 それは労働事件だけでなく？

吉田 労働事件と相隣関係事件です。ついこのあいだ、大阪高等裁判所で全面勝利する判決を得て、京都弁護士会館で記者会見もやりました。テ

レビでも報道されて、それを見たという人が結構いました。「先生、見ましたよ、このあいだ!」と。

渡辺 残念ながら見ていなかったです。

吉田 見てない? 惜しいですね、それは惜しいですよ。

佐藤 何の事件だったんですか。

吉田 これは男性の看護師が育児休暇を3ヶ月取ったんですね。そしたら昇格をされなかった。つまり1年休んだわけではなくて、3ヶ月休んだだけなのに昇格をされなかったので、差額を請求したというケースです。一番は本人訴訟だったんですね。ですから、理屈が十分できていなかったんですが、高裁段階で共同受任しまして、私が準備書面を力を入れて書きました。相手方は病院ですから、たくさんの方の弁護士が揃って、最初のうちは若い弁護士が書いているなということがわかる準備書面だったんですが、だんだんとベテランの弁護士が筆をとって、「自分が労働事件をやっているのは、交通事故などと同じで、別に労働者のためとか、使用者のためとかそういうことじゃなくて、やっぱり法律家としてやらなきゃいけない」というようなことを準備書面で書いてきました。要するに私に対する……。

渡辺 ……対するメッセージなんですか。

吉田 そういうニュアンスで読めるわけですよ。

渡辺 恥ずかしくないのかと。

吉田 そういうふうなたぶん聞こえたんでしょうね。ですからベテランが登場してきて、「こんなのありですか、準備書面で」という印象の書面が出されました。しかし結局勝ったんです。裁判所は当初、和解を勧告してきたんです。女性の裁判官だったんですが、問題意識を持っていると感じました。準備書面を書くときに何が大事かという、通りいっぺんの判決を書かせるというのではなくて、「あ、この事件にはこういう意味があって、こういう判断をすると意外と社会的にも重要な意義があるんじゃないか。自分が関わっていることは何か大変大事なことを

やっているのではないか」という刺激を与えることが、私は大事だと思っているんです。そういう刺激を与えられるのは、やっぱり学者というか研究者のほうが刺激を与えられる、というふうに思うんです。実務家というのはどちらかという、処理していけばいいみたいなのところが出がちですが、裁判官の脳髓にどう刺激を与えるかが大事だと思うんですね。そういう意味で言うと、研究者から実務家になった人の役割もそれなりにあるんじゃないかなと思っています。本件でも最初は和解を勧告してきましたんですが、「私たちは金銭を求めているわけではなく、育児休業を取ったことで差別されることが許されるかどうかについての判断を求めているのであって、きちっとした結論を出してください」と私たちが言ったものですから、裁判官は判決文を書かねばならなくなりました。それは気の毒だなと思ったんですが、しかし、良い判決が出て、判例集にも載せてもらえることになったわけですね。

<大学運営について>

佐藤 先生は法律実務とか研究のところもお忙しいのですが、今、研究のところでお忙しくなったという話との関わりで、大学運営のことに話を移させていただきたいと思います。立命館大学あるいは立命館学園全体のところでも、先生は法学部のもろもろの役職、学部長も含めてされていますし、学園全体でも衣笠新展開推進本部の事務局長、それとの関係で、国際インスティテュートの立ち上げ、調査企画室長ということで、新世紀学園構想への議論もされ、その後、図書館長もされています。本当は一つ一つお聞きしたいんですが、時間の都合もありますので、まとめてお伺いしますが、学部、学園全体の運営についてこれまでのことを踏まえてのお考えをお願いします。

吉田 法学部の関係で言うと、私は、規模は小さいけれども、それなりに良いことをしたんじゃないかなと思っているのは、法務実習の制度化ですね。これは始めて18年ぐらいになると思うんですけれども、比較的

ろいろなカリキュラム改革が行われる中でも、ずっと生命を保ってきている一つのプログラムではないかなと思います。

佐藤 ずっと世話人もされていましてし、学生時代のご友人の古田義幸さんにもずっとご協力いただいています。

吉田 そうそう。これも OB・OG の人たちのつながりを活かして、ボランティアな貢献をさせていただいているということですね。法務実習の志望理由書なんかを読みますとね、「法務実習があるから立命館大学法学部に入学しました」なんて書いてあるんです。もちろんそれは実習生に採用してもらいたいから書いている面もあると思いますが、それでもそういう認知が受験生の中にもあるというプログラムになってきている、と言えると思うんですね。これを最初、制度化するときは、非常に難しくてね。まだ当時は、実習したということに対して単位を与えることがきちんと認められていなかったんです。そのために、この科目で 2 単位を与えるためにはどうしたらいいのかというので、わざわざ事前学習とか事後学習とか事後報告とか、それからレポートを書いてもらうとか、そういう履修の合わせ技で 2 単位になるような制度設計をせざるを得なかったのです。学生の皆さんには、わずか 2 単位のために大変負担が重いとは思いますが、毎年多くの人たちが応募してくれるし、その中から法曹になる人も出てきているので、私はこれからもこのプログラムについては何とか守り、発展させてほしいなと思うんです。

今でこそそんな意識は減ってきていると思うんですが、それを始めるころはやはりまだ、研究者が実務家を軽く見る、反対に実務家は「研究者というのは、実務を知らない。法律だけを知っている」という意識があって、お互いにあまり良い関係ではなかったと思うんです。法学部の中にもそういう意識があって、「何でそんな弁護士たちに学生の教育を頼むんだ」というような意識があったんです。しかし、私は、医学とか教育とか法学とかいう分野は、実務的な世界と結びつくことがぜひとも必要で、できれば人格的に結びつくのがいちばん良いので、法学部の先

生方はやっぱり弁護士登録をして、それで教育とか研究に差し支えない限りで、ある程度実務的な経験を積むということが、私は学生にとってプラスになってくるんじゃないかと、もともと思っていたんです。ですからそういうプログラムを作って今日に至っている、というのが一つ貢献だったと思っています。

それからもう一つは、法学部の同窓会です。これを財政的に安定化させるということを学部長のときにしたというのが、私の中では良いことをしたなと思っているんですね。つまり、当時、卒業する人たちに会費を1年分2,000円だったか集めるんですが、その後も継続的に会費を納めてくれる人は限られているわけで、結局、同窓会といってもお金がないので何もできないという状態だったんです。そうだとすると、終身会費を1万円集めることによって、毎年800万円とか900万円とか入ってきますよね。そういう金額の予算が組めるようになると、いろんな事業をやる可能性が見えてきますよね。そうすると、同窓会というものが見えてくるので、私は決断をしなければいけない、と思ったんです。しかし、学生の皆さん、父母の皆さんにも負担をかけることになるので、これについては丁寧な合意形成がいるということで、説明会を何回かしたり、父母の皆さんが来学される機会をとらえて協力を訴えたりしました。それで終身の会費をいただいて、田村ゆかりさんという専従の人も置いて、同窓会の実務もちゃんとやってもらうことができるようになったわけで、私はささやかながら良いことをしたんじゃないかなと思っています。

もう一つ挙げれば、これは図書館長だったときなんですけど、その前に学部長をやっているときに平井嘉一郎研究奨励賞という賞がスタートしまして、私が学部長の1年目はその表彰の1年目ということになりました。来年が10周年になるんですが、その表彰をするときに賞の提供者である平井信子さん、この方はニチコンというコンデンサーメーカーの創業者の奥様なんですけれども、この方と出会う機会があったんですね。

それで学部長をやっている間、毎年表彰式があって、それで出会うという機会が積み重なったわけですね。

その後、私が図書館長になったんです。それで、やっぱり立派な図書館長になってやろうと思いました。大学協議会も図書館長はオブザーバーで、けしからん話だと思いました。図書館というものを軽んじていることの一つの表れだということです。そういう中で、文句ばかり言ってもダメだからということで、まず図書館というものはどうあるべきか、ということ勉強したんですね。勉強するときに困らないのは、図書館長は図書館の責任者だから、図書館に本がいっぱいあるでしょう。それで職員の方に頼んで図書館に関係する最新の本、図書館はどうあるべきかということに関係する本を集めてほしいと頼んだら、たくさん探してくれました。それらを私は読んだんです。それを読むなかで、これからの図書館は、ラーニング・コモンズというコンセプトにすべきじゃないかというのがわかってきました。コモンズというのは、共有地という意味ですね。入会地とかあるいは里山とか、そういうところで村人が自由に出入りして、さまざまなものを刈り取ってくるわけです。当然そこで村人たちの出会いがあり、会話が交わされ、情報が交換され、お互いが成長していくというのがコモンズです。学習をする上で、このコモンズという考え方がとっても大事なコンセプトじゃないか、そして、その中心に座るのが図書館じゃないかと。図書館の今後のあり方について、それなりの理想が私の中に育ってきたんですね。

そこで思いついたのが、平井嘉一郎さんの奥さんの平井信子さんです。当時、すでに平井信子さんは、「立命館に幼稚園を作ってくれないか」という話をされていました。そのときのコンセプトは、「立命館は小学校も作ったでしょう。まだ幼稚園はありませんよね。では、幼稚園どうでしょうか」というものです。「子どもが少なくなっていなくなった小学校の校舎を使って、そこに立命館が教育のノウハウを入れて、施設については幼稚園になるようにしつらえて、立命館がその幼稚

園を経営してくれませんか」という提案があったんです。なぜ幼稚園を考えられたかという、やはり少子化というものに大変心配をされて、何とか子育てとか教育とかいうものに貢献できたら本望だという思いを持っておられたわけです。それならということで、思い切って「図書館を一棟寄付していただませんか」と言ったんです。そしたらね、「そうねえ」とおっしゃったんですね。可能性があると感じました。それで「衣笠に平井嘉一郎記念図書館という名称で図書館を作っていたかどうか」という提案書を作って持っていきました。そしたら、「やりましょう」ということで決断をしていただいたんです。それで図書館のあり方と建物の両方揃って、今建設中の図書館ができることになったのです。これも、私だけの成果ではなくて、前の法学部事務長の中山雅博さんに、奥さんと会うときには常に同席してもらって、それで話をしてきたんです。この話を始めてもう7年になるんですが、やっと建設にこぎつけ、来年には出来上がります。これも学部あるいは学園に対する私のやってきたこととして記憶に残ることかなと思います。

佐藤 今のは法学部を軸におっしゃっていただいたんですが、学園全体だとどうでしょう。さきほどのインスティテュートの話とか、調査企画室の話であるとか、あるいはAPUを作るあたりのところは。

吉田 そうですね。APUを作るときは、ちょうど衣笠新展開推進本部事務局長をやっているときだったんですが、APU設立のための別個の大掛かりな組織が作られました。えりすぐりの事務スタッフを全学から引っ張ってやりましたから、事務局長として中身に意見を言うようなことがあったわけではありません。ただね、APUを作るときのコンセプトをどうするか、というようなことを議論しているときには二言語授業であるとか、留学生が半分であるとか、教員の半分が外国人であるとかというようなコンセプトについて、非常にハードルの高い話だけれども、やったほうがいいんじゃないかという議論には参加しました。ただ

当時、法学部は APU を作ることに對して反対をしておりました。ですから私も「それいけ、どんどん」というようなことで賛成の議論をしたということではありません。立場もあるので、教授会で反対の論陣を張ることはしませんでした。

それから、もう一つ、全学という点でいうと、国際インスティテュートについてお話ししたい。今はなくなってしまったのでとても残念ですが、私はこれはみんなの努力の結晶だったと思うんです。なぜかという、国際関係学部の持っている国際化教育のさまざまな能力というものを衣笠キャンパス全体に生かしていくという考え方で作ったからです。しかし 5 つの学部が乗り合わせるわけで、しかも 20 単位を履修する仕組みですから、制度設計がなかなか難しかったのです。それと 5 学部の足並みがちゃんと揃っていたわけではなくて、産業社会学部や政策科学部は、なかなか加わることに「うん」と言ってくれなかった。それで、5 つの学部の企画担当の副学部長などと、当時はまだ、企画担当という言葉ではなくて調査委員長とかだったと思いますが、プランニングの責任者の皆さんと本当に何回も話をして、最後は「やりましょう」ということでオッケーしてもらったんですね。

20 単位の中身ですが、その中に国際的なインターンシップ、海外のインターンシップをプログラムの中に入れようと考えました。2 回生の春休みに行くことを考えたんです。しかし、海外で学生のインターンシップを受け入れてくれるところを見つけるのはそう簡単な話ではなくて、さあどうしようと思ったときに、私はタイを研究していたので、それでさっきお話のあったタイのネットワークの中のタイの校友会の事務局長さんがたまたま法学部の卒業生で、タイでその当時でもすでに 20 年ぐらい生活をされて、向こうで広告宣伝会社をやっておられる方がいらっしやったんです。その方は幸いに広告宣伝会社なものだから、日系企業が進出していくと、工場開設のセレモニーなんかをやりますね。オープニングセレモニーとか。そういうときの企画をするということをして

いたので、すでに進出してきている日系企業の工場に知り合いがいるんですね。それからタイに二十何人かの OB・OG がいらっしやって、立命館の調査企画室長というのが海外インターンシップを考えていて、協力してくれる人を求めているからというので、招集をかけてくれましたね。シンガポールなどからも OB が来てくれました。30人ぐらい集まってくれました。そこで私は協力いただけませんかというお願いをしたわけです。とりあえずお願いをしておいて、後は個別に工場を訪問して、受け入れをお願いして、結構な数の事業所を廻り、その結果、受け入れでもらうことができ、スタートできました。

ただ現在まで残っているのは、読売新聞だけになりました。だんだんと受け入れ先が減ってきたというのと、学生の人もあまりそういう企画への参加に対するニーズを持たなくなったせいかもしれません。国際インスティテュートがなくなっても、今も読売新聞の場合は続いていて、インターンシップに行った人たちの中から新聞社とか NHK などにも就職をしてくれました。これも良いことをした一例かと思います。

佐藤 インターンシップは、当時はたぶんそんなに広まっていなかったと思います。その中で立命館で先駆的にやられたのが、最近減ってるというのは、たぶんいろいろな大学が、いろいろなところでやり始めてきたので、分散化してしまっている、ということなのかなと思います。そういう意味では先生が教育のところでおっしゃったように、他の人がやっていないところに手を突っ込んで、そこを広げていったということの一つの例かな、というふうに思うのです。

吉田 タイのインターンシップについてですが、まだ学生を受け入れるということ自体、受け入れ先も経験がないので、どうしたら良いかわからないというわけです。ある会社の場合、工場長が立命館の OB というところだったんですが、なんとコンドミニウムってあるじゃないですか、ガードマンもいて、バス・トイレ・家具まで一式がついたような高級アパートですけど、そこにインターンシップ学生を1ヶ月間住まわせてく

れたんです。私もそこまでのことはもちろん想像していなかったけれども、女子学生を受け入れるわけだから、何かあったらいけないということで、ガードマン付きのところを用意してくれたのです。

いちばん最初に読売新聞で受け入れてくれたときのバンコク総局長が岡田滋行という人なんです、この方が今、国際関係学部の教授をやっているんですよ。彼の人事が大学協議会にかかったとき、名前を見てびっくりしました。最初に私がインターンシップの受け入れ先を探しているとき、岡田先生は読売新聞のバンコク総局に、わざわざ学生専用の机を2つ用意してくれて、本当に至れり尽くせりしてくれたんです。そういう経験があるから、「この人は教育熱心な人で、立命館が本当にお世話になった人で、こういう人をうちのスタッフに取らなかつたらダメだ」と支援の発言をしたんです。岡田先生は幸い採用されました。

<大学での教育>

渡辺 教員として学生と接してきたなかで、いちばん何かこう心に残っていることとか。そういうのはありますか。

吉田 私は、研究の能力が乏しいせいもあるかもしれないけれど、教育については自分なりに精一杯の情熱を傾けてやってきたという自負を持っています。特に私は「基礎演習」の授業が好きで、これだったら2クラスでも3クラスでもやってもいいくらいに思っています。これから法学を勉強しよう、政治学を勉強しようということで入ってきた人たちの希望にどこまで応えてあげることができるんだろうかというのは、やっぱり本当に胸躍る仕事だと思うんですね。若いですから可能性がいっぱいあるので、そういう人たちがこれから社会に出てうんと活躍してくれるのを見ていけるというのは、幸せな仕事だと思います。いろんな職業があるなかで、私は贅沢な仕事をさせてもらったとつくづく思っています。そういう意味で、私は、教育ということに情熱もあるし、一生懸命やってきたつもりです。

佐藤 ロースクールの教育はいかがでしょう。

吉田 そうですね。ロースクールにいるときに、こういう感想を述べると、ちょっと批判を受けるかもしれないけれども、どういう感想を持ったかという、規模が小さいでしょう。最大のときでも労働法の授業で60名ぐらいだったんですね。それまで法学部で労働法を担当していたときには、200名とか300名とかいう学生数ですよ。昔、経済・経営合同の講義を担当していたときには、500名とか600名とかいう授業でした。それぐらいになりますとね、大きい教室の後ろのほうでスポーツ新聞を広げて読んでいたりする学生がいるから、まずそれをやめさせるところからでないと講義ができない、という苦勞をしてきたわけですよ。学会なんかに行って国立大学の先生に、「先生のところは、労働法は何人ぐらいですか」と聞くと、「うん、そうだな、まあ40~50人かな」という話をされるわけですよ。そうすると、なんと大きな教育条件の違いがあるのかと思いました。もちろん学生にとっても決して良い条件ではありませんし、そこで教える我々教員からしても、「同じように労働法の勉強をしているのに、こんなに格差があるというのは不当だな」と常々思っていたんです。私学で法学を講じていく限りは、そういう大きな教室で多数の学生の皆さんに話をしていくというのは仕方がないことだな、と思っていたんですが……。

ロースクールができたら、想像もしなかったような素晴らしい条件が目の前に提供されたわけですね。本当に嬉しかったですね。おまけに授業中に新聞を読むような人はいないし、みんな目を爛々と輝かせて聴いてくれます。そして、最初のころは旧司法試験でトレーニング済みの人たちが多かったので、何を問いかけてもポンポンと答えてくれるので、双方向の授業が楽しくて仕方がないという状態でした。私はロースクールができたことを本当に嬉しいなあと思った次第です。今日ではロースクールについてさまざまな問題が出てきていますので、これをどうするかは、立命館だけの問題ではなくて、全国的に考えなければいけません。

ん。法曹養成をどうするかという問題だと思います。

ただそういう経験をして感じるのは、教員対学生の比率 (ST 比) というものの持つ意味は、やっぱり大きいということです。私学はもちろん授業料で成り立っているわけですから、国立と同じような教員と学生の比率にすることはできないかもしれないけれど、教育条件の改善すべき点というのはいっぱいあると思います。その中でも、ST 比は最高ランクに位置づけるべき課題ではないかなと強く感じています。そういうふうにする理由は、自らが優れた ST 比で教育をする経験をさせてもらったところからきています。もちろん、ロースクールは、学生の数が少ない代わりに試験を何回もやったり、添削をしたり、さまざまな教育上の手立てを講じなければならないということがあります。しかし、限られた人数の人たちを相手に密度の濃い教育ができることは良いことだと思います。今年、法学部の「基礎演習」が私の場合39人になりました。本来の定員である35人と39人は4人の違いなのですが、やっぱり4人の違いはとても大きい。人間一人一人が大事だし、これが4人となると、大変な数が増えたという感じがします。そういう経験で照らしてみても、私としてはやっぱり教育条件の基本中の基本として、ST 比を少しでも良くすることを追求することが課題ではないかと思っている次第です。

<立命館学園の今後>

佐藤 そろそろ時間になりつつあるので、今のようなご経験も踏まえて、今後、立命館大学、あるいは立命館学園、法学部がどうあるべきかといったご提言をいただければと思います。

吉田 そうですね。その点は、これから立命館で教育研究をしていこうという皆さんにお願いをしたい、ということになると思うんです。私は46年間、この立命館で生活してきて、本当にありがたい学園生活を送ってきたと思うんです。しかし、やっぱり2005年の一時金カットと、その直

後に行われた退任慰労金の倍増という行為については、私もおかしいと思っているし、それを反省すれば良かったんですが、むしろますます学園の構成員の皆さんの意見に真摯に耳を傾けるという姿勢が後退してきている、と思っているわけです。やっぱり立命館の強みというのは、徹底的に議論をする点にある。議論をするわけですから、エネルギーも時間もかかるけれども、しかし、そうやって議論した結果、出てきた方針というものが実現段階になると立命館はすごく早かったんですね。そして、方針を安定的に実現ができた。これが他の大学に先駆けてさまざまな改革を推進することができた最大の保証ではないかと思っているわけです。そういう立命館の強みというものが弱っている、ということになるわけです。のんびり過ごしていたらいいような時代状況の下であれば、これでもいいわけですが、ご承知のとおり、私学冬の時代というのを迎えることは確実です。18歳人口は今118万人ですが、87万人にまで15年後には減るわけです。こういう状況を前にすると、この間10年ほど行われてきたようなガバナンスのあり方というものを改めていかないと、その危機に立ち向かっていけないのではないかと、というふうに思うわけです。すでに法学部の皆さんも感づいておられると思うけれども、修学館の掃除だって、従来は毎週行われていたものが1カ月に1回に減るといような経費節減が全学的に行われているわけです。これはまだ序の口で、いずれ大鉈をふるわなければならないことになるんじゃないかと懸念をしているわけです。たとえばSGUとかあるいはANUとの協定、これらについては、私は進めるべきだというスタンスなんですけれども、しかし一見するとそのグローバル化というのは華やかに聞こえるけれども、これを具体的な教学に落とし込んでいく段になると、それぞれの学部が担っていかなければならないわけです。ですから、学部できちんとした議論をしないと私は具体化できないと思います。SGUだって、年に1億7,000万円の援助があるけれども、これは10年きりで、その先の保障はないわけです。しかし新しいプログラムを10年だけとい

う期間で終わりにするわけにはいかないわけですから、その後は自前でやらなければいけない。そういうことを考えると、私は、これまでのように新しい事業を次々と起こして行って、3年も経ったらスポイルしてしまうというようなことを繰り返す余裕はもうないと思っているわけです。すでに始めたプログラムについてやめろとは言いませんけれども、これからやろうとすることについては、まだ十分考える時間的な余裕もありますので、あらためて立命館の強みの源泉であった熟議をしなければいけないんじゃないかと思います。

若手の皆さんも、特にこの10年内に来た人たちはすでに変化した環境で生活していますから、立命館もこんなものだと思っているんだろうと思います。皆さん方が私と同じように定年を迎えるところに立命館が存立し得ているかどうかということだって、問題だと思っています。代々木ゼミナールが全国で27あった教室を7つに縮小するということがありますし、それから上智大学がいくつかの学校法人を統合するということがあったり、そういう動きが今後ますます出てくる。同志社と立命館と一緒にあって立命館大学ができるかもしれない。昔の財閥の三井と住友で三井住友銀行ができるぐらいですからね。私は、決して笑い話ではないと思うんですね。私は、若い人たちは「議論をする時間があったら勉強して論文を書きたい」と思っているかもしれませんが、しかし自分の今いる大学で骨を埋める覚悟をして、その代わりに立命館をディーセントな、社会に誇れる、社会から尊敬してもらえる、そういう大学にするということにぜひ全力を尽くしてほしいと思います。これからどこかの大学に移るといっても、そっちで地獄が待っているかもしれません。それよりも立命館を良くする、そしてまた、立命館は良くするに値する大学ではないかと思っているので、ぜひ若い皆さんに、そういう心持ちで頑張ってもらいたいと思っています。

佐藤 ちょうどいい締めになりましたし、時間もいいころ合いですのでよろしいですか。

渡辺 ありがとうございます。

佐藤 それじゃ、2時間を超えていろいろとお話いただきましたが、今日はどうもありがとうございました。

吉田 どうもありがとうございました。皆さんもほんとに貴重な時間を割いていただきまして。

(このインタビューは2014年10月31日に行われました)